

第2次愛媛県食の安全安心の推進に関する計画(案)の概要

1 基本的事項

○計画の位置付け

この計画は、愛媛県の食の安全安心に関する基本的な方向や措置に関する事項、その他必要な事項を総合的かつ計画的に推進するための根幹となるもので、愛媛県食の安全安心推進条例第11条の規定に基づき策定するものです。

○計画期間等

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等により、内容変更の必要が生じた場合には適宜見直しを行うこととします。

また、施策の実施状況については、条例第10条に基づき、毎年度県議会に報告するとともに、県のホームページ等により広く県民へ公表します。

2 課題への対応（重視する内容等）

条例の基本理念のもと前計画に基づき取り組んできた施策を継続して着実に実施するとともに、新たな課題や国際的な動向も視野に入れて食の安全安心を推進します。

○食品流通のグローバル化への対応

輸出促進を視野に入れ、国内はもとより海外へもえひめの食の安全安心を発信していけるよう、国際基準であるHACCP導入を支援し、事業者の自主衛生管理水準の全体的な底上げを図るとともに、輸入食品の監視指導等を充実します。

○新たな食品表示制度に基づく食品表示の適正化の推進

食品表示法の施行、機能性表示食品の創設等の新たな動きを踏まえて食品表示の適正化を推進します。

○人材育成・基盤整備

安全を確保するための人材育成や基盤整備に努めます。

○信頼関係の確立

消費者や食品関連事業者等の関係者がそれぞれの立場から情報・意見交換するリスクコミュニケーションを推進します。

3 目標（スローガン）

県民が「食の安全安心」を実感し、将来に向かってえひめの豊かな食文化を次の世代に継承するとともに、えひめの食の安全安心を国内外に発信していけるよう、目標（スローガン）を以下のとおり設定します。

安全安心・豊かなえひめ食文化の継承と発信

4 基本施策、施策の方向、施策体系

本計画では、目標の達成に向けた各種施策の基本的な方向を示すため、以下の「基本施策」3項目を設定し、食の安全安心確保対策を推進します。

また、基本施策3項目に沿って効果的に取組みを推進するため、前計画との整合性も図りつつ、16項目を整理統合して、15の「施策の方向」（★特に重視）を設定します。

なお、個々の「施策の方向」ごとに、「具体的な取組み」（59項目）を示すとともに、数値目標として「推進指標」（50指標）を設定し、県、食品関連事業者、消費者が一体となって推進することにより、食の安全安心を実現します。

基本施策Ⅰ：生産から消費に至る食の安全安心の確保

生産から消費の各ステージにおいて、関係部局が連携して監視指導、研究開発、情報提供等を実施することにより、食の安全安心の確保を図ります。

I-① 生産ステージ

○施策の方向1：安全な農林産物の提供の推進

農薬の適正使用を徹底するとともに、GAP（農業生産工程管理）の導入や環境に配慮した農業を推進します。

○施策の方向2：安全な畜産物の提供の推進

動物用医薬品の適正使用、飼料の安全性の確保等について巡回指導を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザ対策等に取り組めます。

○施策の方向3：安全な水産物の提供の推進

貝毒の発生監視を行うとともに、水産用医薬品の適正使用の徹底や新種クドア防疫体制の推進等、養殖衛生管理体制を整備します。

I-② 製造・加工・販売ステージ

○施策の方向4：食中毒防止対策の推進

食品営業施設をはじめ、学校、病院等の給食施設、と畜場及び食鳥処理場に対する監視指導を計画的に実施します。また、県内流通食品の計画的な検査を実施します。

○施策の方向5：HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★

より安全性の高い食品を供給するためには、食品関連事業者の自主的な衛生管理への取組みが重要です。HACCPの考え方による衛生管理手法を広く浸透させるとともに、食品関連事業者が行う衛生管理の高度化への取組みや安全性に関する知識・技術の習得を支援します。

○施策の方向6：新たな制度による食品表示の適正化の推進 ★

食品表示は、消費者が食品を選択する際の判断材料であり、その食品の品質や健康危害の防止に関する情報を正しく提供するという重要な役割を果たしています。食品表示法の施行や機能性表示食品の創設等、新たな食品表示制度をふまえた適正な食品表示の普及啓発を行うとともに、関係機関が連携して監視指導を実施します。

I-③ 消費ステージ

○施策の方向7：食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進

食に関する知識と理解を深め、安全な食品を自ら選択する能力を習得し、健全で豊かな食生活を実践できるよう食育を推進します。また、県内の安全で良質な農林水産物の地産地消の推進を図ります。

○施策の方向8：自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用

食品関連事業者が自主的に行う回収情報を的確に把握し、広く県民に周知することで、回収の円滑化を図ります。また、県民から寄せられた危害情報に迅速かつ的確に対応し、健康被害を未然に防止します。

I-④ 人材育成 基盤整備

○施策の方向9：安全を確保する基盤整備 ★

食品安全に関する課題に適切に対応できる体制を確保するため、職員の資質向上及び地域における人材の育成に努めるとともに、検査機関の機能充実を図ります。

また、平常時から国や他自治体との情報共有に努めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと迅速かつ的確に対応します。

基本施策Ⅱ：グローバル化に対応した食の安全安心の確保

経済の自由化に伴う食品流通のグローバル化の現状を踏まえ、輸出促進を視野に入れた事業者の育成及び支援を行い、愛媛の食の信頼度を高めるとともに、県内を流通する輸入食品の検査等を実施することにより、食の安全安心の確保を図ります。

○施策の方向10：グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援 ★

国際基準であるHACCP導入を支援して事業者の衛生管理レベルを上げ、国内外での信頼度を高めるとともに、県機関において輸出食品に係る検査や証明を行い輸出の迅速化を図る等、輸出促進を視野に入れて食の安全安心の確保に取り組めます。

○施策の方向11：輸入食品の安全確保の充実 ★

供給熱量ベースで約6割を輸入食品が占め、国内で消費される食品の多くを様々な国からの輸入に依存している現状とTPP（環太平洋経済連携協定）参加への動きを踏まえ、国と連携して輸入食品の安全性確保に取り組めます。

基本施策Ⅲ：相互理解と協働による食の安全安心の確保

正確で分かりやすい情報を県民へ提供するとともに、相互理解の場の設定や意見を反映しやすい環境を整備することにより、関係者と連携・協働して、食の安全安心の確保に取り組めます。

○施策の方向12：情報提供の充実

食の安全安心に関するさまざまな情報の収集に努めるとともに、ホームページやメールマガジン等を活用して積極的に情報発信します。

○施策の方向13：相談窓口の充実

県民からの食の安全安心に関する相談に対し、的確な情報提供や助言を行う等、関係機関と連携して迅速に対応します。

○施策の方向14：県民・民間団体との協働

関係団体と連携・協働して、食の安全安心の確保を効果的に推進します。

○施策の方向15：

消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映 ★

生産者、製造者、消費者等が積極的に意見交換できる機会を提供するとともに、アンケート等の実施により県民の意識を把握し、施策に反映します。

○施策体系図

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承と発信	I 生産から消費に至る食の安全安心の確保 ① 生産ステージ ② 製造・ス加工・販売 ③ 消費ステージ ④ 人材育成基盤整備 II グローバル化に対応した食の安全安心の確保 III 相互理解と協働による食の安全安心の確保	1 安全な農林産物の提供の推進	(1) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 (2) 農薬販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施 (3) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (4) 農薬適正使用の推進 (5) 有機農業、環境保全型農業の推進 (6) GAP（農業生産工程管理）の推進 (7) 原木しいたけ等生産者を対象とした技術講習会等の開催
		2 安全な畜産物の提供の推進	(8) 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等への巡回 (9) 牛耳標装着の農家指導 (10) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (11) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (12) 死亡牛のBSE検査 (13) 高病原性鳥インフルエンザ対策
		3 安全な水産物の提供の推進	(14) 養殖衛生管理体制の推進 (15) 貝毒検査の実施 (16) 養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進
		4 食中毒防止対策の推進 ★5 HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★6 新たな制度による食品表示の適正化の推進	(17) 食品衛生監視機動班等による監視指導の徹底 (18) 食肉等取扱施設、と畜場等に対する監視指導 (19) 収去検査の計画的な実施等 (20) 流通食品の放射性物質検査等の実施 (21) 自主衛生管理の周知啓発 (22) 食品自主衛生管理認証制度の普及促進 (23) 自主衛生管理推進事業の支援 (24) 集団給食施設における自主衛生管理の促進 (25) 新しい食品表示制度に対応した体制の整備 (26) 新しい食品表示基準の周知 (27) 効果的な監視指導の実施 (28) 安心感に配慮した表示の推進
		7 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進 8 自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用	(29) 食育の推進 (30) 地産地消の推進 (31) えひめの食文化の普及推進 (32) 食物アレルギー対策の推進 (33) 自主回収報告制度の周知及び指導等 (34) 自主回収報告内容の迅速な情報提供 (35) 危害情報申出制度の周知及び迅速な対応
		★9 安全を確保する基盤整備	(36) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成 (37) 国、他都道府県、保健所設置市間の連携 (38) 衛生環境研究所等の機能充実・調査研究の推進 (39) 食品衛生功労、自主衛生管理等推進事業者の表彰
		★10 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援 ★11 輸入食品の安全確保の充実	(40) 国際基準であるHACCP導入支援 (41) 輸出食品に対する検査、衛生証明の実施 (42) 輸出農産物に対する残留農薬検査の実施 (43) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査 (44) 輸入食品の監視指導及び収去検査の実施 (45) 輸入食品の検査体制の整備
		12 情報提供の充実	(46) 食の安全安心総合ホームページの運営 (47) メールマガジンの発行 (48) 食品衛生監視指導及び収去検査結果等の公表 (49) 食中毒予防に関する情報発信 (50) 食品関連事業者からの情報提供支援システム (51) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供 (52) 農林水産参観デーの開催
		13 相談窓口の充実	(53) 相談への的確な対応、情報共有 (54) 出前講座や出前相談室の実施
		14 県民・民間団体との協働	(55) 畜産関係団体等との連携 (56) 生産者団体及び販売関係団体との連携 (57) 食品関係団体との連携
		★15 消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映	(58) リスクコミュニケーションの推進 (59) パブリック・コメント、アンケート等による県民意識の把握

★特に重視するもの

○推進指標一覧

基本 施策	施策の 方向	推進指標名	実績 (25年度)	目標 (31年度)	基本 施策	施策の 方向	推進指標名	実績 (25年度)	目標 (31年度)
I 生産から消費に至る食の安全安心の確保	① 生産ステージ	1 安全な農林産物の提供の推進			II ぐた食の グローバル安全安心の確保 の確保	10 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援	輸出食品の自主検査受託件数★	69件	80件
		農薬適正使用講習会・研修会の開催回数	431回	410回			輸出食品に係る衛生証明書発行件数★	273件	300件
		農薬販売者に対する立入検査実施件数	258件	300件			輸出農産物の残留農薬検査件数★	—	20件
		出荷前の農産物の残留農薬分析件数	311件	325件			県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数	20件	20件
		エコファーマー取組面積	560ha	1,200ha			県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数	10件	8件
		有機農業取組面積	373ha	475ha					
		原木しいたけ生産者技術講習会・研修会の開催回数★	12回	7回			11 輸入食品の安全確保の充実		
							輸入食品の収去検査実施検体数★	125件	125件
							輸入食品の自主検査受託件数★	95件	95件
	② 製造・加工・販売ステージ	2 安全な畜産物の提供の推進			III 相互理解と協働による食の安全安心の確保	12 情報提供の充実	食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	25,649件	40,000件
		生産者、飼料販売店、動物用医薬品販売店巡回件数	634件	700件			メールマガジン登録者数	436人	1,000人
		牛耳標装着率	100%	100%			食品関連情報の提供件数	220件	220件
		安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数	4 (延べ)	7 (延べ)			人口10万人あたりの食中毒患者数	32.3人	15人
		畜産関係生産者巡回戸数	575 (全戸)	全戸			農林水産参観デー開催回数	10回	10回
		高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	1,190羽 (100%)	対象鶏全羽			13 相談窓口の充実		
		3 安全な水産物の提供の推進					相談窓口における相談受付件数	141件	250件
		養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	71.9%	70%			消費者向け出前講座実施件数■	19件	20件
		貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合	100%	100%			14 県民・民間組織等との協働		
		4 食中毒防止対策の推進					ふれあい牧場等の開催回数	78回	80回
		愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率	125.6% (25,989件)	100%			食育教室開催回数	64回	50回
食品等の収去検査による規格基準違反率	0.12%	0.10%	食品衛生推進員巡回施設数■	15,666	15,000				
流通食品の放射性物質収去検査件数	502件	500件	15 消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映						
5 HACCPの浸透・自主衛生管理の推進			食の安全・安心県民講座の開催回数、参加者数	6回477名	5回500名				
食品自主衛生管理認証制度における認証施設数	17施設	50施設	消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	12回384名	12回400名				
HACCP研修会受講者数★	5,153人	5,000人	食の安全安心に関するアンケート協力者数	359名	500名				
食品衛生責任者実務講習会受講率	85.4%	100%							
事業者向け出前講座実施件数★	71回	80回							
6 新たな制度による食品表示の適正化の推進									
食品表示監視実施数	25,033件	32,000件							
商品量目立入検査の立入事業所数★	45箇所	43箇所							
食品表示ワッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	19.1%	0%							
③ 消費ステージ	7 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進								
	学校給食における地場産物の使用割合 (食材数ベース)	35.8%	35%以上						
	地産地消・愛あるサポーター登録数	2,352	2,500						
④ 人材育成	8 自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用								
	自主回収情報の提供件数	11件	20件						
	危害情報申出制度対応件数	92件	85件						
	9 安全を確保する基盤整備								
	食品衛生監視員のHACCP関係有資格者率★	65.6%	70%						
	食品衛生調査研究事業検査実施件数★	876件	850件						

★新たに追加するもの。

■集計方法等を変更するもの。